

令和7年度 事業計画書

I 公益目的事業

1 生活衛生関係営業指導等事業

(1) 相談指導事業

① 相談室運営事業

指導センター内に設置した「相談室」に経営指導員2名を配置し、経営、融資、税務、衛生等の相談に訪れる生衛業者に指導助言を行うとともに、消費者又は利用者からの苦情処理について対応する。

② 巡回相談指導事業

生衛業者からの相談に適時適切に対応するため、経営指導員や経営特別相談員が個別に営業施設を巡回して指導助言を行う。

③ 相談・指導機能の強化

新型コロナウイルス感染症により経営に甚大な影響を受けている生衛業者への相談・指導機能を強化する。

全国指導センターが全国的に実施する専門家（税理士、社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント等）による相談・指導事業（経営支援緊急対策事業）について、昨年度に引き続き今年度においても、生活衛生同業組合等と連携を図りつつ、活用し取り組む。

(2) 情報化整備事業

生衛業者等に対し、指導センターの事業実施状況や生衛業者に役立つ情報提供を行うため、機関紙「生衛やまがた」を発行し全生活衛生同業組合員等に配布する。

また、指導センターのホームページを活用し、生衛業者に役立つ情報を適時的確に発信する。

(3) 生衛業活性化事業

各生活衛生同業組合が社会貢献、衛生水準の向上又は生衛業の振興に資するものとして行う事業等に対し、外部有識者を含めた調整委員会において当該事業の内容が公共性を有し又は公益の増進に寄与することが客観的に認められるものに限り、県の補助金を受け助成する。

(4) 後継者育成支援事業

後継者育成に向けた課題や事業方針を検討するため、後継者育成支援協議会を設置する。生衛業の魅力、現状等について高校生の理解を深め、その職業観を育むとともに、生衛業界が直面する後継者の課題の緩和や生衛業界での労働力の確保等に資するため、夏休み期間中を活用した高校生を対象とした職場体験（インターンシップ）事業を実施する。

Ⅱ 収益事業等

1 収益事業

(1) 景気動向調査事業（含 経営状況調査事業）

- ① 生衛業の景気動向及び設備投資動向等を定期的に把握し生衛業者へ情報を提供するため、全国指導センターが日本政策金融公庫から受託し全国的な調査を行うもので、指導センターが全国指導センターからその実施委託を受けて調査する。
- ② 生衛業の経営状況（売上、人件費等）に関する月次データを定期的に把握し生衛業者へ情報を提供するため、全国指導センターが国の補助を受け全国的な調査を行うもので、指導センターが全国指導センターからその実施委託を受けて調査する。

(2) クリーニング師研修等事業

クリーニング師及びクリーニング業務従事者の資質の向上を図るため、クリーニング業法に基づき県の指定を受けて、クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会を県内各2カ所（村山・庄内地区）で講座方式により開催する。

(3) 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、麺類飲食店営業及び一般飲食店営業の関係する生活衛生同業組合と連携を図りながら、標準営業約款登録の促進と利用者・消費者への当該制度の普及に努める。

2 その他の事業（相互扶助等事業）

(1) 生衛業経営改善資金融資等指導事業

① 融資指導事業

一般貸付については経営指導員が、生活衛生改善貸付（衛経）については経営特別相談員が、推薦依頼書、借入申込書の確認、現場調査等の融資指導を行う。

② 経営特別相談員研修事業

経営特別相談員の経営相談指導事業の強化を図るため、その業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成・向上を図ることを目的とした経営特別相談員研修会を開催する。

また、経営特別相談員への新規就任要望があれば、県の指定を受けた経営特別相談員養成講習会を開催する。

(2) 再生特別支援事業

中小零細が大部分を占める生衛業者に対し経営基盤の強化を図るため、融資、税務、労務等に関する専門的な知識を有する税理士、中小企業診断士等の専門家が指導する個別相談窓口を設置し、より専門的な指導を行う。

(3) 衛生水準の確保・向上事業

全国指導センターからの要請により、生衛業界が衛生水準の確保・向上に関する専門的知識や技術の向上を図るため、各生活衛生同業組合が実施する講習会や研修会の開催等組合活動の活性化事業等に対し協力する。